

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会生涯学習課

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成29年1月18日

3 監査の実施期間

平成28年11月7日～平成29年1月18日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

放課後子ども教室推進事業を豊川市子どもセンター協議会への委託について、委託先の団体委員の中に、市職員が含まれている。また、協議会の審議機能と委託事業が混在しているように見受けられる。さらに、各協議会の現金管理を市の職員が行なっている。これらのことから、委託のあり方について、見直しを検討されたい。

イ 改善事項

(ア) プリオ生涯学習会館設備保守及び管理業務委託における公金収納事務について、プリオ生涯学習会館の分任出納員は、受託者の豊川市開発ビル(株)から公金を収納したとき、受託者に対して領収書を発行していないため、改善されたい。

(イ) 公金収納事務について、各生涯学習会館等から集金した公金は、音羽支所の公金収納担当に預け、支所の担当が払い込んでいるが、出納員及び分任出納員に関する規則（昭和52年豊川市規則第18号）に定められた払込み方法ではないため、関係部署と協議のうえ、適正な事務の執行について改善を図られたい。